

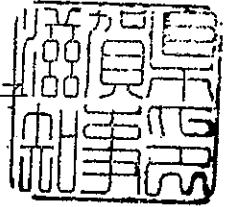
滋 環 政 第 8 7 8 号

平成 24 年(2012 年)10 月 10 日

滋賀県環境審議会

会長 森澤 眞輔 様

滋賀県知事 嘉田由紀子



滋賀県における今後の環境学習のあり方について (諮問)

下記諮問事項について、貴審議会の意見を伺います。

記

[諮問事項]

滋賀県における今後の環境学習はいかにあるべきか

[諮問理由]

別紙のとおり

〔諮問理由〕

本県は、琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境を保全するため、全国に先駆けて水環境問題に取り組み、昭和50年代より環境教育の充実を図ってきました。平成16年10月には、環境学習を体系的、総合的および効果的に推進するため、法^{*1}および条例^{*2}に基づく「滋賀県環境学習推進計画」を策定し、以後、8年が経過する間、県内では、学校、地域、職場、家庭等において様々な環境学習に関する取組が進められてきました。

一方、最近の国の動向については、平成18年3月に策定された「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画に基づき、持続可能な開発のための教育(ESD)の普及啓発や地域での実践等が行われています。学校教育においては、平成18年12月に改正された教育基本法で、環境の保全に寄与する態度を養うことが教育の目標に規定され、また、学習指導要領で環境教育に関する内容が充実されるなど、環境教育の関心が高まっています。さらに、環境学習や環境保全活動の推進にあたっては、県民、民間団体、企業、行政等の様々な主体による協働取組がますます重要になってきています。

このような現状を踏まえ、環境学習に係る取組を体験学習に重点を置くものから幅広い実践的人材づくりへと発展させるため、平成23年6月に法の一部が改正されました。

また、社会状況としては、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、節電をはじめとする環境配慮型ライフスタイルへの意識の高まりが見られるとともに、人と人とのつながり、地域とのつながりの重要性がより強く意識されるようになりました。

本県において、平成23年10月改定の「マザーレイク21計画」(第2期)や平成24年3月策定の「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の方向性を踏まえ、普段の暮らしの中で山、里、川、そして琵琶湖とのつながりを意識し、さらに、地球との関わりの中で今起きている課題と向き合い、自らの問題として主体的に行動するために、環境学習の推進は極めて重要です。

このようなことから、滋賀県における今後の環境学習はいかにあるべきかを検討する必要がありますので、貴審議会の意見を伺います。

注1)「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(平成15年10月1日施行)
平成23年6月15日改正後の名称は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

注2)「滋賀県環境学習の推進に関する条例」(平成16年4月1日施行)